

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場 排水処理設備ほか修繕

本件は、大阪広域水道企業団村野浄水場に設置している排水処理設備ほかの修繕を行うものである。

本件の対象である設備は、製造者独自の基準により設計及び製作されたものであり、修繕を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や仕様、構造及び特性などの知識が必要である。このため、本修繕の施工が可能な者は、本設備を設計及び製作した月島 J F E アクアソリューション株式会社が維持管理業務を移管している月島ジェイテクノメンテサービス株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、月島ジェイテクノメンテサービス株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条(同運用第 1 項第 1 号)により省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場ほか バルブ設備修繕

本件は、村野浄水場ほかに設置しているバルブ設備の修繕を行うものである。

本設備は、村野浄水場及び磯島取水場内で使用するバルブ設備であり、現在、故障が発生しているため、応急復旧を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、ついでには本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の製造業者である株式会社栗本鐵工所で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、別途不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積もりを省略する。

随意契約理由書

(件名) 磯島取水場 除塵除砂設備修繕

本件は、磯島取水場に設置している除塵除砂設備の修繕を行うものである。

本設備は、取水ポンプ吸水井入口において、ゴミ等の浮遊物や堆積した砂を除去するための設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の補修工事を行っているクボタ環境エンジニアリング株式会社で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか バルブ設備修繕

本件は、大阪広域水道企業団村野浄水場ほかに設置しているバルブ設備の修繕を行うものである。

本件の対象である設備は、製造者独自の基準により設計及び製作されたものであり、修繕を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や仕様、構造及び特性などの知識が必要である。このため、本修繕の施工が可能な者は、本設備を設計及び製作した株式会社クボタが維持管理業務を移管している株式会社クボタ建設一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社クボタ建設と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条(同運用第 1 項第 1 号)により省略する。

随意契約理由書

(件名) 磯島取水場ほか ポンプ設備ほか修繕

本件は、磯島取水場ほかに設置しているポンプ設備ほかの修繕を行うものである。

本ポンプ設備は、原水を浄水場へ導水する設備であり、現在、故障が発生しているため、応急復旧を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の製造業者である株式会社荏原製作所から維持管理業務の移管を受けている朝日企業株式会社で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、別途不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積もりを省略する。

(件名) 村野浄水場 建築付帯機械設備修繕

随意契約理由書

本件は、村野浄水場に設置している建築付帯機械設備の修繕を行うものである。

本設備は、現在、故障が発生しているため、応急復旧を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、「随意契約ガイドライン3(4)【契約相手方選定に係る要件】(ア)及び(イ)②③⑥」を満たす旭精密工業株式会社で、資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第7号)の規定により、比較見積もりを省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 排水処理施設ロータリースクリーン設備修繕

本件は、村野浄水場の排水処理施設に設置しているロータリースクリーン設備の修繕を行うものである。

本設備は、排泥水に含まれるごみを濃縮槽前で除去する設備であり、現在、故障が発生しているため、応急復旧を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、ついでには本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備を設計及び製作した月島JFEアクアソリューション株式会社が維持管理業務を移管している月島ジェイテクノメンテサービス株式会社で、資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積もりを省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場 無停電電源設備修繕

本件は、大阪広域水道企業団村野浄水場に設置している無停電電源設備の修繕を行うものである。

本件の対象である設備は、製造者独自の基準により設計及び製作されたものであり、修繕を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や仕様、構造及び特性などの知識が必要である。このため、本修繕の施工が可能な者は、本設備を設計及び製作した古河電池株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、古河電池株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条(同運用第 1 項第 1 号)により省略する。

随意契約理由書

(件名) 磯島取水場ほか I T V設備修繕

本件は、磯島取水場ほかに設置している I T V設備の修繕を行うものである。

本設備は磯島取水場ほかにおいて安全な水を供給し、防災機能を保持する上でも重要な設備であり、現在故障が発生したことで支障をきたしている状況のため、直ちに修繕を行う必要がある。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の点検業者である西菱電機株式会社で資機材、労力の手配が可能であることを確認できたため、同社に依頼する。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 工業計器設備修繕

本件は、村野浄水場に設置している工業計器設備の修繕を行うものである。

本設備は苛性ソーダの監視・運用に必要な設備であるが、現在指示値に乖離が発生している。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備の不具合により浄水場の安全性を損ない浄水処理運用に支障をきたす可能性があり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の保守点検業務を履行中である向洋電機(株)で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積もり省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積もりを省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 高圧電気設備修繕

本件は、村野浄水場に設置している高圧電気設備の修繕を行うものである。

本設備は、浄水処理に必要な設備に電源供給するための設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の補修工事を行っている株式会社日立産機テクノサービスで資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 磯島取水場ほか 検水ポンプ設備修繕

本件は、磯島取水場ほか1箇所を設置している検水ポンプ設備の修繕を行うものである。

本設備は、ゆうきセンサーを含む水質連続監視設備に試料水を送り、水処理過程中の処理水水質を監視するための重要な設備であるが、現在、故障の発生により予備機のない不安定な運用を強いられ、適正な浄水運用に支障をきたす恐れが高いため、緊急に修繕を行う必要がある。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、三島浄水場ほかポンプ設備及び水道設備補修工事を施工中である朝日企業株式会社で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

比較見積もり省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積もりを省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 薬品注入設備修繕その2

本件は、村野浄水場に設置している薬品注入設備の修繕を行うものである。

本設備は、浄水処理に必要な薬品を注入するための設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の補修工事を行っている月島ジェイアクアサービス機器株式会社で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中に、当該故障個所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 庭窪浄水場 薬注館リモート I/O 盤修繕

本件は、庭窪浄水場の薬注館に設置している計算機設備の修繕を行うものである。

本設備は、薬注館の計算機設備となっており、浄水運用業務に支障を来していることから、緊急に修繕を行う必要がある。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、株式会社日立産機テクノサービスと随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

業 者 選 定 理 由 書

件 名 庭窪浄水場 薬注館リモート I/O 盤修繕

修繕場所 守口市大庭町二丁目 30 番 18 号

本修繕は、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 5 号による緊急随意契約のうち、「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、下記理由により次の業者を契約相手方とする。

記

本修繕にあたり、本設備の製造者である株式会社日立製作所が維持管理業務を移管している株式会社日立産機テクノサービスに確認したところ、早急に対応が可能との回答があった。このため、同業者を契約相手方とする。

なお、同業者は大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されており、契約相手方として要件を満たしている。

業 者 名 株式会社日立産機テクノサービス

随意契約理由書

(件名) 大庭浄水場 N2 沈澱池急速攪拌設備修繕

本件は、大庭浄水場に設置しているN2 沈澱池急速攪拌設備の修繕を行うものである。

本設備は、量水井で注入した薬品を攪拌する設備であるが、急速攪拌機 (No. 1) において運転中に異音が生じており、故障が発生した場合、注入した薬品が適切に混ざらず、浄水処理に支障を来すことから、緊急に修繕を行う必要がある。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、随意契約を行うこととする。

また、本設備の製造及び設置者である月島JFEアクアソリューション株式会社が維持管理業務を移管している月島ジェイアクアサービス機器株式会社西日本営業所に緊急施工の可否を問い合わせたところ、本修繕に必要な作業員や部品等を直ちに手配できるとの回答を得たことから、契約の相手方とする。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件名) 万博公園浄水施設 次亜注入機修繕

(万博公園浄水施設 次亜注入機ほか修繕としてまとめて契約)

本件は、万博公園浄水施設の薬注館に設置している次亜注入設備の修繕を行うものである。

本設備は、薬品注入処理を行うものであるが、次亜注入機の電油弁が故障したことにより、1台運用となり予備機が無い状態である。

また、運用中の注入機にも不安定な動作が確認されたため、薬品注入処理に支障を来たさないように、緊急に修繕を行う必要がある。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、月島ジェイアクアサービス機器株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

業 者 選 定 理 由 書

件 名 万博公園浄水施設 次亜注入機修繕
(万博公園浄水施設 次亜注入機ほか修繕としてまとめて契約)

修繕場所 吹田市千里万博公園5番3号

本修繕は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号による緊急随意契約のうち、「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、下記理由により次の業者を契約相手方とする。

記

本修繕にあたり、「庭窪浄水場ほか 薬品注入設備保守点検業務」を受注している月島ジェイアクアサービス機器株式会社に緊急対応の可否を問い合わせたところ、必要となる作業員及び材料の確保ができ、直ちに対応が可能であるとの回答があったことから、月島ジェイアクアサービス機器株式会社を契約の相手方とする。

なお、同業者は大阪府入札参加資格者名簿（物品・委託役務）に登録されており、契約の相手方としての要件を満たしている。

業 者 名 月島ジェイアクアサービス機器株式会社

随意契約理由書

(件名) 万博公園浄水施設 P A C揚液ポンプ修繕

(万博公園浄水施設 次亜注入機ほか修繕としてまとめて契約)

本件は、万博公園浄水施設のポンプ棟に設置しているP A C揚液ポンプの修繕を行うものである。

本設備は、P A Cを中間槽へ揚液するためのものであるが、1号機が故障したことにより、1台運用となり予備機がない状態である。

また、運用中のポンプに故障が発生した場合、人力で薬品を揚液する必要があり、薬品注入処理に支障を来すことから、緊急に修繕を行う必要がある。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、月島ジェイアクアサービス機器株式会社西日本営業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

業 者 選 定 理 由 書

件 名 万博公園浄水施設 PAC揚液ポンプ修繕
(万博公園浄水施設 次亜注入機ほか修繕としてまとめて契約)

修繕場所 吹田市千里万博公園 5 番 3 号

本修繕は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号による緊急随意契約のうち、「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、下記理由により次の業者を契約相手方とする。

記

本修繕に当たり、「庭窪浄水場ほか 薬品注入設備保守点検業務」を受注している月島ジェイアクアサービス機器株式会社西日本営業所に緊急対応の可否を問い合わせたところ、必要となる作業員及び材料の確保ができ、直ちに対応が可能であるとの回答があったことから、月島ジェイアクアサービス機器株式会社西日本営業所を契約の相手方とする。

なお、同業者は大阪府入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されており、契約の相手方としての要件を満たしている。

随意契約理由書

件名： 千里浄水池 万博系流入流量計改良工事

本工事は千里浄水池の万博系流入流量計の改良を行うものであり、令和7年9月と同年11月に競争入札を実施したが、いずれも「最低制限価格以上」かつ「予定価格以下」での入札が無く、入札不調となった。

このため、令和7年11月の競争入札で応札した島津システムソリューションズ(株)大阪支店に問い合わせたところ、受注の意志が有るとの回答を得ることができた。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により、島津システムソリューションズ(株)大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第9号)の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

工事名 配水管緊急布設替工事(枚岡北分岐加圧後・東大阪市)

令和7年9月27日に東大阪市東山町地内の枚岡北分岐加圧後において漏水が発生したため、「漏水修理及び給水施設閉栓工事(東部水道事業所管内)(単価契約)」の施工業者である株式会社田中建興に出動を指示し、修理を行ったが、他箇所からも微量な漏水があることが確認された。

漏水は鋼管の経年劣化による腐食により発生したと考えられ、漏水箇所を補修したとしても、別箇所から再度漏水する可能性がある。

このことから、当該箇所の漏水対応について、新たに布設替を緊急に行う必要が生じている状況である。

工事の実施にあたっては、随意契約ガイドラインの「特に急迫を要する緊急の工事」に該当することから、「漏水修理及び給水施設閉栓工事(東部水道事業所管内)(単価契約)」の施工業者である株式会社田中建興に施工の可否を確認したところ、早急に資機材、労力を確保し着手可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号により、株式会社田中建興と随意契約を行うものである。

比較見積の省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用 13 条関係第1項第7号)の規定により省略

随意契約理由書

件名：八尾ポンプ場監視制御設備及び高圧インバータ設備修繕

■電気・機械設備の応急工事

②水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ浄水処理(送配水運用)に支障を来す場合に行う応急工事

<随意契約ガイドライン 第5号 【建設工事】(イ)①>

本件は、八尾ポンプ場に設置している監視制御設備及び高圧インバータ設備の修繕を行うものである。

本設備は、ポンプ場全体の監視制御を行う重要な設備であるが、令和7年6月26日に発生した落雷により、その機能を失ったため緊急に機能回復を行う必要がある。

このため、機器製作及び据付調整工事を行った株式会社東芝の維持管理業務等に移管している朝日企業株式会社に本修繕の施工の可否を問い合わせたところ、直ちに資機材、労力を手配できる旨の回答を得た。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

■件名：漏水修理工事（5 拡南部幹線・熊取町）その 2

本工事は、熊取町大久保中三丁目地内の 5 拡南部幹線において発生した漏水の修理を行うものである。

今年 2 月に当該箇所について「漏水修理工事(5 拡南部幹線・熊取町)」(以下、漏水修理工事(その 1))で掘削を行ったが、漏水箇所を特定できなかった。そこで、再度掘削を行うために現場状況(漏水箇所の想定、周辺構造物への影響)の再確認並びに施工方法を見直すこととなった。

なお、現時点においても漏水が地上部に湧出しており、放置すれば道路陥没の恐れがあり交通への影響が懸念されるため、緊急で修理する必要がある。

については、現在の漏水状況を熟知している昨年度の漏水修理工事(その 1)の受注者である「関西グランドテック株式会社」へ問い合わせたところ、緊急工事を直ちに実施できることを確認した。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

■件名：漏水修理工事（4 拡南部幹線・藤井寺市）

本工事は、藤井寺市野中1丁目地内において令和5年8月25日に発生した漏水を修繕する工事である。本漏水は過年度より、応急処置として空気弁室から排水管を設置し修理方法や時期等の検討を行っており、令和7年6月から修理を開始する計画をしていた。

しかし、令和7年4月末に現場を確認したところ、路面に変状が生じ始めていることが判明した。このため、緊急に修理を行う必要がある。修理の方法については、漏水箇所周辺の状況から開削工法での修理が困難であるため、管内から修理を行う。

修繕を行うにあたり実施が可能な業者として、過年度に発生した漏水の状況および経過を熟知していることから、スムーズな現場着手が可能となる「漏水修理及び給水施設受託工事（南部水道事業所管内）」の受注者である「関西グランドテック株式会社」へ問い合わせたところ、緊急工事を直ちに実施できることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

■件名：漏水修理工事（2次工水2期管・堺市）

本工事は、堺市西区石津町中1丁付近において発生した漏水に伴う漏水修理工事である。

堺市西区石津町中1丁付近の2次工水2期管φ1,350において漏水が発生し、泉北1号線に水が噴出していたため、上流のバルブを閉止の上、緊急掘削を行った。掘削の結果、管路付近に直径1.0m程度（深度約1.5m）の空洞を発見したため、応急処置として空洞の埋戻しおよび周辺路盤の入れ替えを行った。

これは漏水に伴う道路陥没を防ぐための応急処置であること、道路管理者である堺市からも早急な対応を求められていることから、緊急の修理を要するものである。

修理を行うにあたり実施が可能な業者として、当該管路の更新工事「配水管更新及び布設替工事（2次工水2期管・堺市）」の受注者である「浅沼組・みらい建設工業特定建設工事共同企業体」へ問い合わせたところ、緊急工事を直ちに実施できることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

本件は、旧岸和田ポンプ場に設置している航空障害灯の修繕を行うものである。当該設備は、60メートル以上の高さの建造物等に設置が義務付けられているものであるが、故障によりその機能を発揮していないことが確認された。しかし、航空法第51条及び同施行規則第128条において性能を保つように管理が義務付けられているため、直ちに修繕しなければならない。

なお、施工については、東部水道事業所にて同設備の緊急修繕を行っている株式会社サンコーシャに問い合わせたところ、必要な作業員・材料等を準備し、早期の修繕対応が可能と判明した。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第7号)の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

事業名称：送水管設計整備事業（河南連絡管・河内長野市）

契約番号：08-23-改負-0503、09-23-改負-0501、10-23-改負-0501、11-23-改負-0501

本件は、河南地域における送水システムの強化を目的とする河南連絡管泉北ルートのうち、寺ヶ池から西之山配水池までの受水管路（以下「受水管路」という。）を整備するものである。

当初計画では、平成26年度に河内長野市と締結した覚書に基づき、受水管路は同市が令和11年度までに整備を完了することとしていた。

しかし、寺ヶ池周辺の整備については、道路管理者との協議により大幅なルート変更を余儀なくされ、工程に大幅な遅れが生じていることから、当初計画どおりに受水管路の整備を同市が施行した場合、送配水管及びポンプ場設計整備事業（河南連絡管・富田林市ほか）（以下「管路DB」という。）との工程調整や同市が発注した場合の契約手続きなどにより、さらに工程が遅れ令和11年度の事業完了も遅れる可能性が出てきた。

このため、管路DBの受注者である奥村組土木興業・クボタ・クボタ建設共同企業体（以下「JV」という。）に設計及び施工を依頼し、かつ当該事業を同市から受託し、管路DBと一体的に整備を進めることで、工程調整が円滑になり、工期の短縮及び経費の節減を図ることができる。

なお、受注の可否についてJVへ問い合わせたところ、受注の意思があることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定により、JVと随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1号）の規定により、比較見積りを省略する。